

平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会社名	株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
代表者名	代表取締役社長 知識 賢治 (コード番号：4331 東証一部)
本店所在地	東京都品川区東品川 2 丁目 3 番 12 号
問合せ先	取締役 財務経理部長 谷田 昌広 TEL：03-6833-1172

「内部統制システム構築の基本方針」改定に関する決議のお知らせ

当社は平成 27 年 4 月 24 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法および改正会社法施行規則に基づき、本方針を改定する。

2. 改定内容の要旨

- ① 子会社を含めたグループ全体での内部統制を構成する体制に係る規程の充実、具体化
- ② 監査役監査を支える体制や監査役の使用人等からの情報収集に関する体制に係る規程の充実、具体化

3. 改定後の「内部統制システム構築の基本方針」

改定後の「内部統制システム構築の基本方針」は、以下の通りです。

(改定部分に下線を付しております。)

「内部統制システム構築の基本方針」

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報・文書の取扱は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）するものとし、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長に直属する部署として、内部監査部のほか、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全従業員（取締役、監査役、使用人のほか、派遣社員等も含む。以下同じ。）に対する研修等を企画実行する。
- (2) 内部監査部は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- (3) 内部監査部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について、直ちにリスク管理委員会および担当部署に通報される体制を構築する。
- (4) 内部監査部の活動を円滑にするために、リスク管理規程に関連する個別規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査部の存在意義を全従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちにリスク管理委員会および内部監査部に報告するよう指導する。

3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、経営理念に則り策定される中期経営計画および年度計画に対する経営実績の進捗状況について、業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- (2) 取締役の業務執行にあたっては、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が所定の意思決定手順に則り業務を遂行することとする。

4. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、全社コンプライアンス管掌取締役を責任役員として、その責任の下、コンプライアンス規程およびマニュアル等を作成するとともに、全従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての公益通報制度を構築する。
- (2) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が全社コンプライアンス管掌取締役を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役会に報告される体制を構築し、外部専門家と協力しながら適正に対応する。また法令や定款等の違反行為に対しては、賞罰委員会規程に基づき厳正に対応する。
- (3) 担当役員は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、公益通報ガイドラインおよび公益通報相談窓口の周知徹底を図る。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社および関連会社（以下、子会社等という。）については、関連会社管理規程に従い定期的にその経営状態および業務執行についての報告を全社コンプライアンス管掌取締役が受けるものとする。
- (2) 内部監査部長は、当社の内部監査のほか、子会社等の内部監査部門またはこれに相当する部署との連携を図り、損失または不正が発生する可能性を把握した場合には、直ちに当該損失または不正の内容・程度・影響等について、取締役会および担当部署に報告を行う。

6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- (1) 当社は、原則として当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、月1回、子会社の取締役会および経営会議において、経営状況や財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告させる。
- (2) 子会社の経営状況を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、重要事項については事前協議を行う。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、グループ全体での起こりうるリスクを想定し、子会社等においてリスク管理規程を整備させた上で、グループ全体でのリスク管理体制を構築する。
- (2) 子会社等を含めたリスク管理を担当する機関として、原則として四半期に1回、リスク管理委員会を開催する。各子会社の代表取締役社長が出席し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議することで、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、関係会社管理規程を策定する。
- (2) 子会社において、各社決裁規程、組織規程および業務分掌規程等を定め、それぞれ重要性に応じた意思決定を行う。
- (3) 当社の内部監査部により、各子会社に対しての内部監査を実施し、各子会社における職務の執行状況等について検証、協議することで改善を図る。

9. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 子会社において、法令・定款の遵守を徹底するため、各子会社の代表取締役社長を責任役員として、その責任の下、コンプライアンス規程およびマニュアル等を作成するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての公益通報制度を構築する。

(2) 子会社において、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が各子会社の取締役会、監査役会、および当社の全社コンプライアンス管掌取締役に報告される体制を構築する。

10. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- (1) 監査役からの求めに応じ、その職務を補助すべき専任の使用人（以下「監査役付使用人」という。）を適宜配置できるものとする。
- (2) 前項の具体的な内容については、当該監査役および監査役会の意見を聴取し、関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

11. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役付使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- (2) 監査役付使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については当該監査役の意見を聴取するものとする。

12. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役付使用人は、監査役に同行して取締役会やその他重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 監査役および監査役付使用人は、定期的に代表取締役社長や会計監査人と意見交換をする場を設ける。
- (3) 監査役からの求めに応じ配置した監査役付使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を全従業員に周知徹底する。

13. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社および当社の子会社等の取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。
- (2) 次の各号に定める事項は、当社および当社の子会社等の担当取締役または担当部署より、定期的に監査役会への報告を行うものとする。
 - ア. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - イ. 当社の子会社等の監査役および内部監査部門またはこれに相当する部署の活動状況
 - ウ. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - エ. 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - オ. 公益通報制度の運用および通報の内容
 - カ. 重要な会議議事録その他の業務文書

14. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。

- (2) 監査役は、取締役および使用人から得た情報について、情報提供者が特定される事項については取締役会等への報告義務を負わない。
- (3) 監査役は、報告を行った取締役および使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

15. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 全社コンプライアンス管掌取締役の責任の下、当社の監査体制と内部統制システムとの調整を図り、これにより当社の監査体制の実効性を高めるものとする。
- (2) 全社コンプライアンス管掌取締役は、監査役の職務執行にあたり、その実効性を確保するため、当社および子会社等の取締役ならびに使用人のほか、弁護士、監査法人等との連携を図るのに必要な支援を行うものとする。

以上